

「専門的な手話通訳者の雇用状況に関する調査研究事業～雇用された手話通訳者の労働と健康についての実態調査～」結果の特徴について

一般社団法人全国手話通訳問題研究会

1980年代後半に手話通訳者の健康問題が明らかになって以来、本会は、雇用されている手話通訳者の健康や労働の実態についての全国調査に取り組んできました。今回の調査は、障害者総合支援法の施行後の意思疎通支援事業の強化や手話の社会的地位の変化などの最近の社会の動向を踏まえつつ、従来どおり手話通訳者の仕事と健康の実態をとらえることをテーマとしています。

- 1 今回の全国調査では、福祉・医療・教育・労働の分野で雇用され、業務の中で手話通訳を行うものは1,801人でした。

1985(昭和60)年、厚生省(当時)が手話通訳制度化にあたって調査研究した結果4,000人の手話通訳者が必要と報告されています。

- 2 2013(平成25)年度に施行された障害者総合支援法は、予算の制約はあるものの必須事業を増やすなど意思疎通支援事業を大きく強化していますが、雇用された手話通訳者はそれほど増えていません(参考:厚生労働省調べでは、2014(平成26)年度の市町村における手話通訳設置事業の実施率は38.4%です)。

- 3 有効回答数1,262人のうち1,065人(84.4%)が非正規職員です。職業安定所などの手話協力員を除く、福祉・医療・教育の分野で雇用されている手話通訳者は1,099人で、非正規職員の割合は82.1%となっています。福祉分野の非正規職員のうち1週間の勤務日数が5日以上のは53.4%となっています。

年齢構成をみると、50歳以上のものは63.2%であり、平均年齢が51.3歳となっています。

また、勤続年数が5年以下のものは46.3%で、その年齢構成をみると40歳以上が75.2%を占めています。手話通訳者の雇用条件とかかわって年齢の若い手話通訳者の雇用が進んでいないことが分かります。

- 4 雇用時に、「手話通訳士や都道府県認定手話通訳者資格を条件だった」と回答したのは66.8%であり、5年前の調査では48.4%ですので、手話通訳者の専門性(資格の必要性)が、採用側に徐々に理解されつつある状況です。

- 5 公的機関で働く手話通訳者は、聴覚障害者の情報やコミュニケーション保障に加えて生活支援に係る業務を担っています。聴覚障害者の社会参加と自立した生活要求は、手話通訳業務量の拡大と業務内容の質的な発展を求めています。手話通訳者の増員、身分保障、専門的な業務の確立は急務といえます。

- 6 手話通訳者の数の不足と労働条件の劣悪さ、加えて専門性の評価の不足などによると考えられる健康障害の発症が継続しています。肩および頸の「こる・だるい」で、「いつも」と「時々」をあわせると、男性で60~70%、女性で70~80%となっています。特殊検診の実施や手話通訳者の業務管理等の責任が雇用者側に強く求められています。